

竜王町町制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、竜王町（以下「町」という。）が定める竜王町町制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの内容と権利)

第2条 ロゴマークは別図のとおりとする。

2 ロゴマークに関する一切の権利（著作権、商標権等含む。）は、すべて町に帰属するものとする。

(使用申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ竜王町町制施行70周年記念ロゴマーク使用（変更）申請書（別記様式第1号）を町長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町または町が関係する公共的な事業において使用する場合
- (2) 学校その他教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道および広報の目的で使用する場合
- (4) 個人が営利以外の目的で使用する場合
- (5) その他、町長が適当と認める場合

(使用承認)

第4条 ロゴマークの使用が町のPRにつながると認めるときは、竜王町町制施行70周年記念ロゴマーク使用（変更）承認通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しない。

- (1) 町の信用または品位を傷つけ、または傷つけるおそれがある場合
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動を助長し、または助長するおそれがある場合
- (4) 特定の個人または団体の営利または宣伝のみを目的とする場合
- (5) 暴力団または暴力団員もしくはこれらと密接な関係を有する者が関している場合
- (6) その他使用について適当でないと認める場合

3 前項の規定により使用の承認をしない場合は、竜王町町制施行70周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。

(使用料)

第 5 条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第 6 条 ロゴマークの使用上の遵守事項は、次に掲げるものとする。

- (1) ロゴマークの転貸、改変等応用使用をしないこと。
- (2) ロゴマークの使用期限は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- (3) 使用の申込みをしたときに記載した使用目的以外の使用をしないこと。
- (4) ロゴマークを使用した物品等は、商標登録をしないこと。

（使用内容の変更）

第 7 条 第 3 条および第 4 条の規定は、ロゴマークの使用内容を変更しようとする場合に準用する。

（使用承認の取消）

第 8 条 ロゴマークの使用が各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認の取消しをすることができるものとする。

- (1) この要領に違反し、または違反することが判明した場合
- (2) 申請に虚偽または不正があった場合
- (3) その他使用状況が不相当と認める場合

2 前項の規定により使用承認の取消しをされた場合は、直ちにその使用を中止しなければならない。

3 第 1 項および第 2 項により損害を生じることがあっても、町はその責任を一切負わないものとする。

（事故、苦情等の処理）

第 9 条 使用承認を受けた者は、ロゴマークの使用に伴う事故、苦情等が発生したときは、使用承認を受けた者の責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

2 町長は、前項の事故、苦情等に関し、一切の責任を負わないものとする。

（使用状況等の報告）

第 10 条 使用承認を受けた者は、町長が使用の状況または結果の報告を求めたときは、速やかにその報告をしなければならない。

（その他）

第 11 条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関する必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要領は、令和 6 年 10 月 10 日から運用する。

（失効）

2 この要領は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別 図

ロ ゴ マ ー ク ①



ロ ゴ マ ー ク ②

